

令和元年度第3回広島県子ども・子育て審議会
計画部会における主な意見の概要

1 計画部会の開催概要

日 時 : 令和2年1月10日(金) 10:00~12:00

場 所 : 広島市中区大手町1-5-3 サテライトキャンパスひろしま 504 中講義室

出席委員: 七木田部会長, 坂田委員, 三須委員, 住田委員, 村若委員, 藤原専門委員, 小川委員,
澤田委員, 森委員, 平谷委員

2 主な意見の概要

(1) プランの構成, 全体に係るもの

項目	意見
領域のタイトル	領域Ⅲのタイトルについて、「特に配慮が必要な…」とあるが、「特に」という表現が分かりにくいのではないかと。
社会全体でのプランの推進	子供たちを社会全体で育むといった視点をプランにもう少し盛り込んでほしい。
子供の権利擁護	社会的養護が必要な子供の権利擁護だけでなく、全ての子供たちの権利擁護についてもプランに記載すべきではないかと。

(2) 「領域」ごとの内容に係るもの

【領域Ⅰ『子供たちが健やかにたくましく育ち、生きていく力』に関するもの】

柱	意見
1 乳幼児期の教育・保育	特に乳児期の教育・保育については、教育(保育)現場の意識を変えていかなければならない。
2 資質・能力の育成	いじめであれば解消率100%、中途退学であれば0%を目指して目標設定をすべきではないかと。

【領域Ⅱ『子供たちが生まれ育つ環境』に関するもの】

柱	意見
2 子供の居場所	教育・保育の無償化の影響は大きい。特に都市部においては、市町の見込を大きく上回る需要が発生すると思われる。
4 生活環境	子育てしやすい住環境とは何か、しっかりと検討していく必要がある。

【領域Ⅲ『特に配慮が必要な子供たちが自らの可能性を最大限高めることができる環境』に関するもの】

柱	意見
1 児童虐待防止	<p>虐待対応にあたっては、教育と福祉の連携など関係機関の連携が不可欠であり、この視点についてプランに明記してほしい。</p> <p>要保護児童対策地域協議会の活動が市町ごとに一律でない。県として平準化に取り組んでほしい。</p>
2 社会的養育	<p>里親との不調和により施設に入所する子供も多い。里親の質の向上に取り組んでほしい。</p> <p>里親委託中の子供の権利擁護も考えていく必要がある。</p> <p>社会養護が必要な子供の自立支援など、ケースによっては18歳を超えても支援が必要な子供もいる。プランが18歳を1つの基準としている以上、このような例外の場合は丁寧に記載すべきではないか。</p> <p>子供の意見表明権も重要だが、その他の子供の権利擁護についても記載すべきではないか。</p> <p>アドボケイト（代弁者）については、子供たちの意見を引き出していくための配慮や工夫が必要であると考えます。</p>
3 ひとり親家庭	<p>ひとり親が活用できる行政の制度の取扱いが市町ごとに一律でない。ひとり親にとって制度を使いやすくすべきと考える。</p> <p>未婚のまま出産をする親が増えてきている。しっかりと捕捉できるようにしてほしい。</p>
4 障害のある子供	<p>短期入所施設の定員増だけでなく、多様な福祉サービスの充実に取り組んでほしい。</p> <p>個別の指導計画・教育支援計画については、関係機関との連携において活用されてはじめて機能するものであり、作成することは当然であると考えます。</p> <p>特別支援学校の就職希望者の就職率100%を成果指標に掲げているが、生徒の進路は必ずしも就職に限らない。これは生徒の自己選択・自己決定を尊重した上での指標設定ということによいか。</p> <p>子供が就職することではなく、子供が自らの進路を自分で決定できるような教育を心がけていただきたい。</p> <p>障害のある子供が就職を断念する要因の1つに「社会の障害者に対する偏見」がある。障害の有無にかかわらず、子供の頃からの心のバリアフリー教育が重要である。</p> <p>障害のある子供が、18歳を超えても必要な支援を受けながらたくましく暮らしていけるよう、教育していくことが重要であるが、記載が不十分ではないか。</p>